

白岡市行政手続条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により行政手続法が改正されたことを踏まえ、書面掲示規制の見直しをするため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係

所要の文言整理を行う。

(2) 第15条関係、第22条関係及び第29条関係

聴聞等の手続において、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合には、その者に対する通知について、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該内容が記載された書面を掲示場に掲示し、又は当該内容を事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことを定める。

(3) 第19条関係

所要の文言整理を行う。

3 施行期日等

(1) 附則第1項関係（施行期日）

令和8年5月21日

(2) 附則第2項関係（経過措置）

本条例の施行の日以後にする聴聞等の通知からインターネットによる閲覧を可能とする措置等をとることを定める。